

薬生食監発1223第7号
令和4年12月23日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛肉等の現場検査の実施について

標記については、別添の通知に基づき施設の区分に応じて、現場検査を実施しているところです。

これまでの輸入実態を踏まえ、衛生証明書あたりの重量が少ない届出も多数確認されていることから、輸入重量だけでなく輸入件数に基づく考え方を輸入実績に加えることとし、別添の各通知の該当箇所について、下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

<表1> (変更点は下線部)

対象	施設名	検査頻度	開梱数
牛肉及び臓器	区分1	全件	表2による
	区分2	10件につき1件	表2による
	区分3	通常の検査体制	

区分1：輸入実績が100トン未満の施設

区分2：輸入実績が100トン以上、1,000トン未満の施設

区分3：輸入実績が1,000トン以上の施設

注) なお、輸入実績が輸入件数(1衛生証明書を1件とする。)30件以上の施設の場合は区分2、輸入件数330件以上の施設の場合は区分3として取り扱うこととする。輸入重量及び輸入件数で区分が異なる場合は、区分の数字の大きい方とする。当該施設からの対日輸出品(内臓を含む)から不適格品が発見された場合には、その時点で輸入実績を0とする。

(別添)

- ・平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 6 号「オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 26 年 8 月 1 日付け食安監発 0801 第 1 号「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 27 年 12 月 21 日付け生食監発 1221 第 1 号「ブラジルから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 28 年 2 月 2 日付け生食監発 0202 第 1 号「ノルウェーから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 28 年 2 月 26 日付け生食監発 0226 第 1 号「スウェーデンから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 28 年 5 月 2 日付け生食監発 0502 第 1 号「イタリアから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 1 号「スイスから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査
- ・平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 2 号「リヒテンシュタインから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 29 年 9 月 29 日付け薬生食監発 0929 第 1 号「オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・平成 31 年 1 月 9 日付け薬生食監発 0109 第 1 号「英国から輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・令和元年 5 月 17 日付け薬生食監発 0517 第 1 号「月齢制限の廃止に伴う輸入牛肉等の取扱いについて」別添 1、2 及び 3 の 4 現場検査等 別表 <表 1 >
- ・令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 1 号「スペインから輸入される牛肉等の取扱いについて」記の 3 現場検査(1) <表 1 >
- ・令和 2 年 8 月 7 日付け薬生食監発 0807 第 1 号「月齢制限の廃止に伴うフランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」別添の 4 現場検査等 別表 <表 1 >
- ・令和 3 年 8 月 31 日付け薬生食監発 0831 第 2 号「月齢制限の廃止に伴うデンマークから輸入される牛肉等の取扱いについて」別添の 4 現場検査等 別表 <表 1 >